

県立高等学校通学区域検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 県立高等学校通学区域のあり方について検討するため、県立高等学校通学区域検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の諮問に応じて協議検討し、その結果を教育長に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会は、15人程度の委員で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、産業経済・教育事業関係者、地域活動関係者、学校教育関係者及び県民から公募した者のうちから、教育長が委嘱する。

3 検討委員会に会長および副会長をそれぞれ1名置く。

4 会長及び副会長は、委員の互選によって決定する。

5 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務局は、教育委員会事務局高校教育課県立学校改革推進室に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は会長が定める。

付 則

この要綱は、平成17年8月29日から施行する。